

## 田川市コミュニティバス運行管理業務委託 仕様書

### 1 基本的条件

受託者は、道路運送法第4条の許可に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行として実施する。

一般乗合旅客自動車運送事業者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者であって、コミュニティバス運行管理業務委託契約後において、一般乗合旅客自動車運送事業経営許可申請を行い、平成28年10月1日からの運行開始までに、運行に必要な諸条件を満たすこと。

現時点で想定している運行管理業務の内容は次のとおりであるが、最終的な運行内容は、受託者決定後、田川市地域公共交通会議と受託者で協議の上、決定する。

### 2 委託期間

平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

※運行日は、平日のみとし、土日祝日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）は運休とする。

※半年毎に契約を行い、履行期間の平成31年9月30日まで契約を繰返すものとする。

### 3 委託路線

運行路線は、坂谷・田川病院線、大浦・弓削田線、伊加利・松原線、鎮西・金川線、施設循環線、白鳥工業団地線の6路線とする。

### 4 運行路線概要

現在の運行路線を基本とする。ただし、各路線のルート、便数、ダイヤ、停留所数などは、利用状況により、履行期間内での変更があるものとする。

路線名	起点～経由地～終点	運行回数	停留所数
坂谷・田川病院線	起点：坂谷 経由：弓削田、後藤寺 終点：田川病院	往路：8便 復路：6便	21箇所、 7-乗降区間 3箇所
大浦・弓削田線	起点：大浦（上ノ山団地） 経由：後藤寺、弓削田 終点：田川市立病院	往路：8便 復路：7便 ※ 一部、田川後藤寺駅止、 田川後藤寺駅発が有	27箇所

伊加利・松原線	起点：伊加利（山賊鍋） 経由：城山団地、中央団地 終点：田川市立病院	往路：8便 復路：7便 ※ 一部、田川伊田駅止、 田川伊田駅発が有	23箇所
鎮西・金川線	起点：伊加利（山賊鍋） 経由：上伊田駅、田川伊田駅 終点：田川市立病院	往路：6便 復路：6便 ※ 一部、田川伊田駅止、 田川伊田駅発が有	32箇所
施設循環線	起点：田川後藤寺駅 経由：市役所、スマイルプラザ 終点：田川伊田駅	往路：5便 復路：5便	19箇所
白鳥工業 団地線	起点：田川後藤寺駅 経由：白鳥工業団地 終点：田川伊田駅	往路：2便 復路：4便	6箇所

※運行路線及びダイヤの詳細については、別添路線図及び時刻表参照。

## 5 運行日

運行日は平日のみ。土日祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）は運休とする。

## 6 運行車両

- (1) 運行車両は、受託者が確保すること。
- (2) 運行車両は、坂谷・田川病院線、大浦・弓削田線、伊加利・松原線、施設循環線、白鳥工業団地線の5路線は、25人乗り程度のマイクロバス4台（白鳥工業団地線は、施設循環線の空き時間で運行するため、併せて1台）とし、鎮西・金川線の運行車両は、マイクロバスを基本とするが9人乗り程度のジャンボタクシーでも可とする。
- (3) 緊急時、整備点検・修理時の代替車両を確保すること。
- (4) 運行車両は、道路運送車両の保安基準、並びに道路運送車両の保安基準の細則を定める告示に定められた基準を満たしていること。
- (5) 運行車両には、次のものを整備することとし、当該整備機器は、使用車両の車内構造等を踏まえて、田川市地域公共交通会議と協議して整備すること。
  - ア 運行車両の前後左右に田川市地域公共交通会議が指定する行き先表示等のシールを貼付（受託者所有のデジタル方向幕も可）
  - イ エアコン、自動ドア、料金箱、乗降ステップ、降車ボタン、車内放送設備
- (6) 運行車両の保管ができるスペースを確保すること。
- (7) 運行車両は、常に適正に整備すること。
- (8) 運行車両の車検等整備点検・修繕については、受託者で対応すること。

## 7 運行管理

- (1) 乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。
- (2) 受託者は、委託業務に関する責任者を置くこと。
- (3) 委託業務責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。
- (4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第23条に規定する運行管理者を選任すること。
- (5) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条に規定する整備管理者を選任すること。
- (6) バス停の管理を徹底し、バス停に破損等があった場合には、田川市地域公共交通会議事務局へ連絡すること。
- (7) 運賃及び乗客数の状況について、日々、日報を作成し、運行月の翌月10日までに月報を添付して提出する。日報及び月報については、電子データを提出すること。
- (8) 定期報告以外で、委託者が運行状況、利用状況のデータの提出を求めた場合は、遅滞することなく提出すること。
- (9) 受託者は、防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、委託者との連携を図るものとする。

## 8 運転業務

- (1) 乗務員は、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。
- (2) 乗務員は、田川市コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。
- (3) 車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。
- (4) 受託者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うこと。
- (5) 受託者は、保険請求に必要な書類等を用意し、保険の請求に必要な手続きの一切を行うこと。
- (6) 事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (7) 事故が発生した場合は、速やかに委託者へ報告するものとする。
- (8) 事故の発生等委託事業遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配等、速やかな対応を行うこと。
- (9) 事故発生によるすべての費用は、受託者が負うこと。

## 9 運賃体系

1 回乗車につき 200 円（均一料金）とする。ただし、次のような割引券、料金設定を実施するものとする。

名 称	割引内容
回数券	2,000 円（200 円×11 枚綴り）
1 日フリー乗車券	500 円
定期券（1 箇月）	6,000 円
小学生未満	無料

## 10 運賃及び各種割引券に関する業務

- (1) 乗客から路線毎の運賃（回数券等を含む）、又は後藤寺商店街振興組合及び伊田商店街振興組合が発行した無料乗車券を徴収すること。ただし、1 日フリー乗車券又は定期券を提示した乗客、及び小学生未満の乗客については、この限りではない。
- (2) 委託者が導入した割引券の販売を請け負うこと。  
（割引券の種類：回数券、定期券、1 日フリー乗車券）
- (3) 乗客に渡すつり銭を準備すること。
- (4) 徴収した運賃（販売した割引券がある場合はその代金を含む）を毎月月末締めで委託者の指定する方法により委託者に支払うこと。
- (5) 前各号に付随する事務を行うこと。

## 11 運營業務

- (1) 運行ルートやダイヤのほか受託事業に係る市民からの問い合わせに対応すること。
- (2) 市民からの問い合わせに対して誠意ある対応を行うこと。
- (3) 田川市コミュニティバスの利用促進を図るために、受託者は創意工夫に努めるものとする。また、運転手等の社員研修を実施し、サービス向上に努め、利用促進を図るものとする。

## 12 委託料

- (1) 委託料は、人件費（運転手及び乗降調査を含む。）、労務管理費、燃料油脂費、車両修繕費、点検費、自動車税、自動車任意保険料のほか、その他業務に必要な経費及び消費税を含むものとする。

- (2) 停留所の表示に係る業務やバス内への表示に係る業務などは受託者が行うこととし、その詳細については、田川市地域公共交通会議と受託者で協議の上、別途定めるものとする。
- (3) その他、乗合運行に必要な業務（運賃の徴収管理、乗降客の安全確保、ダイヤ管理、車内アナウンス）、緊急時の対応（連絡、予備車の確保等）、委託期間中の運行に係る備品の保管、管理に係る業務も含むものとする。

### 13 履行期間について

- (1) 契約締結日から平成31年9月30日までとする。